

**【答申の概要】（諮問第245号・第255号）空港振興費に係る全ての補助金等の実績報告書についての部分開示決定に対する審査請求**

|         |                                          |
|---------|------------------------------------------|
| 件名      | 空港振興費に係る全ての補助金等の実績報告書についての部分開示決定に対する審査請求 |
| 本件対象公文書 | 別記2のとおり                                  |
| 非開示理由   | 別記3のとおり                                  |
| 実施機関    | 静岡県知事                                    |
| 諮問期日    | 令和4年10月21日（諮問第245号）、令和5年8月24日（諮問第255号）   |
| 主な論点    | 根拠規定ごとの決定の妥当性があるか。                       |

**審査会の結論**

静岡県知事（以下「実施機関」という。）が別記2-2、別記2-3、別記2-4及び別記2-5に掲げる文書につき、その一部を非開示とした決定については、非開示とされた部分のうち、別記3-1、別記3-2及び別記3-3の表中「審査会の判断」欄に「開示」と記載された部分を開示すべきである。

**審査会の判断**

(1) 審議の併合について

本件審査請求は、審査請求人が同一であり、審査請求の内容が同様であることから、当審査会は、これらを併合して審議することとした。

(2) 本件対象公文書の性質について

本件対象公文書は、富士山静岡空港ハイジャック等防止対策事業費補助金の交付対象事業者である富士山静岡空港株式会社（以下「空港株式会社」という。）が、同補助金交付要綱に基づき、実施機関に対して提出することになっている実績報告書と、その積算根拠が分かる資料である。

当該要綱によると、同補助金は、富士山静岡空港（以下「静岡空港」という。）における民間航空の安全の確保を図り、ハイジャック、テロその他航空機に対する不法妨害行為を防止するために、保安検査機器の購入及び設置並びに保安対策業務の実施を目的に、空港株式会社に対して交付されるものである。

一般に、税金が原資である補助金の交付に関する文書については、行政の説明責任が強く求められ、その使途の透明性を担保するためにも公表すべきものであると考えられる。

他方、本件対象公文書は、ひとたび発生すれば極めて甚大な被害をもたらす可能性があるハイジャック等の犯罪予防に関する文書であり、非開示情報該当性の判断に当たっては、条例第7条第4号の解釈基準及び当該分野における情報の取扱実態を十分に踏まえる必要がある。

したがって、本件対象公文書に記載された情報の非開示情報該当性の判断は、空港の保安体制に係る情報についての国の取扱い等も踏まえ、本件対象公文書を見分した上で、慎重に行う必要があるといえる。

(3) 条例第7条第4号該当性の解釈について

条例第7条第4号は、「公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報」を非開示情報と規定しているところ、その趣旨は、公共安全と秩序を維持することは県民全体の基本的利益を擁護するために実施機関に課された重要な責務であるこ

とから、これらの利益を保護するため、同号に該当する情報を非開示とするものと解される。

そして、同号が「おそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報」と規定しているのは、犯罪の予防、捜査等情報は、その性質上、開示・非開示の判断に犯罪等に関する将来予測としての高度の専門的・技術的判断を要するという特殊性があることから、実施機関の第一次的な判断を尊重する趣旨を明確にしたものであり、当審査会としては、その判断が合理性を持つ判断として許容される限度内のものであるかどうかを審理、判断するのが適当である。

合理性を持つ判断の基準とは、非開示判断の基礎とされた重要な事実を誤認がある等により同判断が全く事実の基礎を欠くかどうか、事実に対する評価が明白に合理性を欠くこと等により同判断が社会通念上著しく妥当性を欠くことが明らかであるかどうかなど、裁量権の範囲をこえ又はその濫用があったと認められる点があるか否かであると考えられる。

(4) 本件決定の妥当性について

審査請求人は、本件対象公文書のうち、条例第7条第2号に該当する部分を除いた全部を開示すべきと主張していることから、実施機関が非開示とした部分について、当審査会において本件対象公文書を見分した結果、上記性質及び条例解釈を踏まえ、本件決定の妥当性について、別記3-1、別記3-2及び別記3-3のNo.ごとに、以下審査する。

ア 別記3-1について

(ア) No.4

実施機関が非開示とした部分には、保安検査員の配置場所や人数が分かる配置図が記載されており、これらの情報が公になると、静岡空港における保安検査体制が明らかになることとなるため、ハイジャックやテロ等の犯罪の発生を助長し、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあることは、首肯できる。

したがって、当該配置図を公にすることにより、犯罪の予防その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由があると認められることから、条例第7条第4号に該当し、非開示とすることが妥当である。

(イ) No.5

a 航空事業者名

実施機関が非開示とした部分のうち、航空事業者名は、静岡空港公式ホームページ等で既に公開されている情報であり、これを開示することによって犯罪の予防その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるとはいえず、また、条例第7条各号のいずれにも該当せず、非開示とする理由がないのであるから、開示すべきである。

b 航空事業者ごとの金額

実施機関が非開示とした部分のうち、航空事業者ごとの金額については、実施機関による主張からは、犯罪の予防とどう結びつくのかが必ずしも明確とはいえないが、想定される犯罪がハイジャックやテロという重大なものであることを考えれば、当該金額が持つ意味を明確にすることに支障があることを否定できない。つまり、テロリスト等にとって、当該金額が犯罪の実行に資する情報であり、犯罪の発生を助長する可能性を、完全には排除できない。

空港及び航空機の安全に関する情報の評価は、専門的・技術的判断を要する特殊なものであり、上記(3)のとおり、空港管理者である実施機関の第一次的な判断が尊重されること、全面的な非開示ではなく、開示できる部分は開示していることも踏まえれば、実

施機関が当該部分を非開示としたことは著しく不合理であるとはいえず、裁量権の逸脱又は濫用があったとも認められないため、非開示とすることが妥当である。

(ウ) No.6 及びNo.7

a 航空事業者名

実施機関が非開示とした部分のうち、航空事業者名は、各表の提出先として記載されている。それら各表の実績額は開示されており、No.6 及びNo.7 は、その記載内容を見ると月報と分かることから、当該実績額は、上記(イ)b の金額の内訳額であると考えられる。

上記(イ)a にて航空事業者名を明らかにすべきとしていること及び上述のとおり各表の実績額が開示されていることを踏まえれば、ここで航空事業者名を明らかにすると、上記(イ)b の金額を事実上明らかにすることになるため、(イ)b を非開示とした以上、本部分における航空事業者名も非開示とすることが妥当である。

b 業務内容等

実施機関が非開示とした部分のうち、業務内容やポスト数（従事人員数）、日別検査時間等については、これらの情報が公になると、どの業務に、どの程度の人員が配置され、一日当たり何時間働いているのかといった、静岡空港における保安検査体制が明らかになることとなるため、ハイジャック等の犯罪の発生を助長し、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあることは、首肯できる。

また、各表の合計額は開示されているため、例えばポスト数を開示すれば、計算過程におけるその他の数値が逆算され得ることを考えると、非開示とされている情報のうち、一部を開示することも困難である。

したがって、実施機関が非開示とした情報を公にすることにより、犯罪の予防その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由があると認められることから、条例第7条第4号に該当し、非開示とすることが妥当である。

なお、実施機関は、非開示とした部分のうち、単価に関しては、条例第7条第3号にも該当すると主張しているが、上記のとおり、条例第7条第4号に該当することから、条例第7条第3号については判断するまでもなく、非開示とすることが妥当である。

この点、実施機関は、本件決定3において非開示とした部分のうち、単価に関しては、条例第7条第4号の該当性について、決定通知書及び弁明書で明示的に主張していない。確かに、本件審査請求1と本件審査請求2は別個の審査請求であり、実施機関の主張はそれぞれの請求ごとに行われるべきものであるが、両事案は年度こそ相違するものの、ほぼ同内容の補助金の実績報告書が請求対象とされた部分開示決定に対する審査請求であり、審査請求人も、同内容であることを理由に審査の併合を求めている。

実施機関は、かかる審査請求人の意向を踏まえ、本件審査請求2に対する弁明書を作成したと考えられるところ、両事案を統一的、一回的に解決するため、本件審査請求2においても、実施機関が本件審査請求1と同様の主張をしているものと解することが妥当である。以上のことから、本件決定3における単価についても、条例第7条第4号に該当するといえ、条例第7条第3号については判断するまでもなく、非開示とすることが妥当である。

イ 別記3-2について

(ア) No. 2

実施機関が非開示とした部分には、従事場所ごとの事業費が記載されているが、本件対象公文書4を見ると、当該事業費は従事内容ごとの金額でもあると分かる。また、本件対象公文書4は、本件対象公文書2及び本件対象公文書3とは異なり、航空事業者1社について作成された実績報告書であることも分かる。そうすると、当該事業費は、No.5において実施機関が非開示とした部分に記載された事業費と同一の意味をもつことになる。

No.5の当該部分は、本件対象公文書2及び本件対象公文書3におけるNo.5と同種の情報であるから、上記ア(イ)bで判断したとおり、実施機関が当該部分を非開示としたことは著しく不合理であるとはいえず、裁量権の逸脱又は濫用があったとも認められないため、非開示とすることが妥当である。

(イ) No. 4

実施機関が非開示とした部分には、保安検査員の配置場所や人数が分かる配置図が記載されており、これは上記ア(ア)の情報と同種のものである。したがって、上記ア(ア)で判断したとおり、非開示とすることが妥当である。

(ウ) No. 5

a 航空事業者名

実施機関が非開示とした部分のうち、航空事業者名は、本件対象公文書4がチャーター便のみの情報であることを考えると、その性質上、定まった運航日があるわけではないが、運航する場合には旅行会社や空港管理会社等がその日程を公開することが一般的である。そうすると、当該航空事業者が令和4年度に静岡空港を利用した事実を明らかにしたとしても、犯罪の予防その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるとはいえず、また、条例第7条各号のいずれにも該当せず、非開示とする理由がないのであるから、開示すべきである。

b 航空事業者ごとの金額

実施機関が非開示とした部分は、上記(ア)のとおり、上記ア(イ)bの情報と同種のものであるから、ア(イ)bで判断したとおり、実施機関が当該部分を非開示としたことは著しく不合理であるとはいえず、裁量権の逸脱又は濫用があったとも認められないため、非開示とすることが妥当である。

(エ) No. 6

a 航空事業者名

実施機関が非開示とした部分のうち、航空事業者名は、上記(ウ)aで判断したとおり、非開示とする理由がないのであるから、開示すべきである。

b 運航日

実施機関が非開示とした部分のうち、運航日については、本件対象公文書4はあくまでも令和4年度実績報告書であることを踏まえれば、記載されている運航日は、過去の特定の日に、特定の事業者が運航する航空機が、静岡空港を利用した事実があることを示すのみである。

また、当該運航日はチャーター便のものであることを考えると、その性質上、定まった運航日があるわけではないため、仮に特定の年月日に静岡空港を利用した事実を明らかにしたとしても、次に利用する日程を推測するに足る蓋然性があるとはいえない。さ

らに、上記(ウ) a のとおり、運航する場合には旅行会社等がその日程を公開することが一般的である。

そうすると、当該運航日を明らかにしたとしても、犯罪の予防その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるとはいえず、また、条例第7条各号のいずれにも該当せず、非開示とする理由がないのであるから、開示すべきである。

c 業務内容等

実施機関が非開示とした部分のうち、業務内容、従事人員数等については、これらの情報が公になると、どの業務に、どの程度の人員が配置され、何時間働いたのかといった、静岡空港における保安検査体制が明らかになることとなる。

これは、チャーター便に係る情報であったとしても、航空機の保安検査という意味では定期便における取扱いと何ら変わらないと考えられるため、上記ア(ウ) b と同様に、ハイジャック等の犯罪の発生を助長し、公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあることは首肯できる。

したがって、上記ア(ウ) b で判断したとおり、非開示とすることが妥当である。また、実施機関は、本件決定3において非開示とした部分のうち単価に関して条例第7条第4号の該当性について主張していないが、これについても、上記ア(ウ) b で判断したとおり、条例第7条第3号については判断するまでもなく、非開示とすることが妥当である。

ウ 別記3-3について

(ア) No.2

実施機関が非開示とした部分は、上記イ(ア)と同種の情報であり、同一の性質を持つ。したがって、上記イ(ア)で判断したとおり、実施機関が当該部分を非開示としたことは著しく不合理であるとはいえず、裁量権の逸脱又は濫用があったとも認められないため、非開示とすることが妥当である。

(イ) No.4

実施機関が非開示とした部分には、保安検査員の配置場所や人数が分かる配置図が記載されており、これは上記イ(イ)の情報と同一である。したがって、上記ア(ア)及びイ(イ)で判断したとおり、非開示とすることが妥当である。

(ウ) No.5

a 航空事業者名

実施機関が非開示とした部分のうち、航空事業者名は、本件対象公文書5が定期便の情報を含むものであり、令和4年度における国際線の運航情報は既に公開されている情報であることを踏まえれば、これを開示することによって犯罪の予防その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるとはいえず、また、条例第7条各号のいずれにも該当せず、非開示とする理由がないのであるから、開示すべきである。

b 航空事業者ごとの金額

実施機関が非開示とした部分は、上記(ア)のとおり、上記イ(ア)の情報と同種のものであるから、上記ア(イ) b 及びイ(ウ) b で判断したとおり、実施機関が当該部分を非開示としたことは著しく不合理であるとはいえず、裁量権の逸脱又は濫用があったとも認められないため、非開示とすることが妥当である。

(エ) No.6

a 航空事業者名

実施機関が非開示とした部分のうち、航空事業者名は、上記(ウ)aで判断したとおり、非開示とする理由がないのであるから、開示すべきである。

b 日別勤務表

実施機関が非開示とした部分のうち、日別勤務表については、表全体が非開示とされ、何月何日に航空機の検査が行われたのか、すなわち何月何日に航空機が静岡空港を利用したのかが明らかにされていない。

しかし、本件対象公文書5の8頁目における当該部分には、チャーター便との記載があるため、上記イ(エ)bで判断したとおり、実際に利用した日を非開示とする理由がない。

また、9頁目における当該部分には、チャーター便との記載がないため、定期便の情報であると推測されるところ、定期便の運航日は静岡空港ホームページで既に公開されている情報であるから、これを開示することによって公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるとはいえず、非開示とする理由がない。

したがって、日別勤務表のうち、検査を行った日がいつであるのかを秘匿する理由はなく、表のうち、航空機が運航していない日の情報については開示すべきである。ただし、航空機が運航した日の情報には、業務内容等が含まれていると考えられるため、以下cにて検討する。

c 業務内容等

実施機関が非開示とした部分のうち、業務内容、従事人員数等については、これらの情報が公になると、どの業務に、どの程度の人員が配置され、何時間働いたのかといった、静岡空港における保安検査体制が明らかになることとなる。

そうすると、上記ア(ウ)bと同様に、ハイジャック等の犯罪の発生を助長し、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあることは首肯できる。

したがって、上記ア(ウ)b及びイ(エ)cで判断したとおり、非開示とすることが妥当である。また、実施機関は、本件決定3において非開示とした部分のうち単価に関して条例第7条第4号の該当性について主張していないが、これについても、上記ア(ウ)b及びイ(エ)cで判断したとおり、条例第7条第3号については判断するまでもなく、非開示とすることが妥当である。

以上から、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

別記1 開示請求の内容（本件請求の内容）

| No. | 内 容                                                                 |
|-----|---------------------------------------------------------------------|
| 1   | 令和3年度県予算中の空港振興費に係る全ての補助金（交付金含む）の実績報告書（富士山静岡空港利用促進事業費補助金等）           |
| 2   | 令和4年度県予算第6款第5項第1目空港振興費に係る全ての補助金の実績報告書類（各交付要綱実績報告書様式の注等で規定の要添付文書も含む） |

別記 2 - 1 本件対象公文書 1

| No. | 名 称                                                       |
|-----|-----------------------------------------------------------|
| 1   | 富士山静岡空港チャーター便等受入体制整備事業費補助金の「実績報告書」                        |
| 2   | 富士山静岡空港ハイジャック等防止対策事業費補助金の「実績報告書」<br>(様式第 5 号、第 2 号、第 3 号) |
| 3   | 静岡空港周辺地域冷暖房設備更新事業費補助金の「実績報告書」                             |

別記 2 - 2 本件対象公文書 2 (令和 3 年度分富士山静岡空港ハイジャック等防止対策事業費補助金  
実績報告書)

| No. | 名 称                                 | 頁番号                                                           |
|-----|-------------------------------------|---------------------------------------------------------------|
| 1   | 令和 4 年 4 月 28 日付<br>実績報告書 (様式第 5 号) | 1                                                             |
| 2   | 事業実績書 (様式第 2 号)                     | 2                                                             |
| 3   | 収支決算書 (様式第 3 号)                     | 3                                                             |
| 4   | 1 階検査 (国内・国際)<br>2 階国内線保安検査場        | 4、5                                                           |
| 5   | 経費の積算根拠が分かる資料                       | 6、7                                                           |
| 6   | 保安検査に係る実績報告書                        | 8～11、13～15、17～21、23～28、30、31<br>33～35、37～39、41～43、45～47、49、50 |
| 7   | 国内線における検査実績月報                       | 12、16、22、29、32、36、40、44、48、51                                 |

別記 2 - 3 本件対象公文書 3 (令和 4 年度分富士山静岡空港ハイジャック等防止対策事業費補助金  
実績報告書 (国内線))

| No. | 名 称                                 | 頁番号                                                           |
|-----|-------------------------------------|---------------------------------------------------------------|
| 1   | 令和 5 年 4 月 28 日付<br>実績報告書 (様式第 5 号) | 1                                                             |
| 2   | 事業実績書 (様式第 2 号)                     | 2                                                             |
| 3   | 収支決算書 (様式第 3 号)                     | 3                                                             |
| 4   | 1 階検査 (国内・国際)<br>2 階国内線保安検査場        | 4、5                                                           |
| 5   | 経費の積算根拠が分かる資料                       | 6、7                                                           |
| 6   | 保安検査に係る実績報告書                        | 8、9、11～13、15～20、22～27、29～31、33、<br>34、36、37、39～42、44～46、48、49 |
| 7   | 国内線における検査実績月報                       | 10、14、21、28、32、35、38、43、47、50                                 |

別記 2 - 4 本件対象公文書 4 (令和 4 年度分富士山静岡空港ハイジャック等防 止対策事業費補助  
金実績報告書 (国際線 1))

| No. | 名 称                                 | 頁番号 |
|-----|-------------------------------------|-----|
| 1   | 令和 5 年 4 月 28 日付<br>実績報告書 (様式第 5 号) | 1   |
| 2   | 事業実績書 (様式第 2 号)                     | 2   |

|   |                           |     |
|---|---------------------------|-----|
| 3 | 収支決算書（様式第3号）              | 3   |
| 4 | 1階検査（国内・国際）<br>2階国際線保安検査場 | 4、5 |
| 5 | 経費の積算根拠が分かる資料             | 6   |
| 6 | チャーター便料金詳細                | 7   |

別記2-5 本件対象公文書5（令和4年度分富士山静岡空港ハイジャック等防止対策事業費補助金実績報告書（国際線2））

| No. | 名 称                        | 頁番号 |
|-----|----------------------------|-----|
| 1   | 令和5年4月28日付<br>実績報告書（様式第5号） | 1   |
| 2   | 事業実績書（様式第2号）               | 2   |
| 3   | 収支決算書（様式第3号）               | 3   |
| 4   | 1階検査（国内・国際）<br>2階国際線保安検査場  | 4、5 |
| 5   | 経費の積算根拠が分かる資料              | 6、7 |
| 6   | 国際線における検査実績月報              | 8、9 |

別記3-1 実施機関が非開示とした部分及び審査会の判断（別記2-2及び別記2-3に係るもの）

| No. | 実施機関が非開示とした部分                                                                   | 根拠規定                          | 審査会の判断       |
|-----|---------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------|--------------|
| 1   | ・責任者名<br>・作成者名                                                                  | ・7条2号（個人情報）                   | —<br>（請求対象外） |
| 4   | ・配置図                                                                            | ・7条4号（犯罪の予防）                  | 非開示          |
| 5   | ・航空事業者名                                                                         | ・7条4号（犯罪の予防）                  | 開示           |
|     | ・航空事業者ごとの金額                                                                     | ・7条4号（犯罪の予防）                  | 非開示          |
| 6   | ・航空事業者名<br>・業務名<br>・業務内容<br>・ポスト数<br>・日別検査時間<br>・月間検査時間<br>・月間検査業務量<br>・月間検査総時間 | ・7条4号（犯罪の予防）                  | 非開示          |
|     | ・単価                                                                             | ・7条3号（事業活動情報）<br>・7条4号（犯罪の予防） | 非開示          |

|   |                                                                                                                                       |                                                                                         |     |
|---|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------|-----|
| 7 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 航空事業者名</li> <li>・ 業務内容</li> <li>・ 時間</li> <li>・ 時間数</li> <li>・ 残業</li> <li>・ ポスト数</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 7条4号（犯罪の予防）</li> </ul>                         | 非開示 |
|   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 単価</li> </ul>                                                                                | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 7条3号（事業活動情報）</li> <li>・ 7条4号（犯罪の予防）</li> </ul> | 非開示 |

別記3-2 実施機関が非開示とした部分及び審査会の判断（別記2-4に係るもの）

| No. | 実施機関が非開示とした部分                                                                                      | 根拠規定                                                                                    | 審査会の判断       |
|-----|----------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------|--------------|
| 1   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 責任者名</li> <li>・ 作成者名</li> </ul>                           | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 7条2号（個人情報）</li> </ul>                          | —<br>(請求対象外) |
| 2   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 従事場所ごとの事業費</li> </ul>                                     | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 7条4号（犯罪の予防）</li> </ul>                         | 非開示          |
| 4   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 配置図</li> </ul>                                            | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 7条4号（犯罪の予防）</li> </ul>                         | 非開示          |
| 5   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 航空事業者名</li> </ul>                                         | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 7条4号（犯罪の予防）</li> </ul>                         | 開示           |
|     | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 航空事業者ごとの金額</li> </ul>                                     | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 7条4号（犯罪の予防）</li> </ul>                         | 非開示          |
| 6   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 航空事業者名</li> <li>・ 運航日</li> </ul>                          | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 7条4号（犯罪の予防）</li> </ul>                         | 開示           |
|     | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 業務内容</li> <li>・ 時間</li> <li>・ 人数</li> <li>・ 金額</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 7条4号（犯罪の予防）</li> </ul>                         | 非開示          |
|     | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 単価</li> </ul>                                             | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 7条3号（事業活動情報）</li> <li>・ 7条4号（犯罪の予防）</li> </ul> | 非開示          |

別記3-3 実施機関が非開示とした部分及び審査会の判断（別記2-5に係るもの）

| No. | 実施機関が非開示とした部分                                                            | 根拠規定                                                            | 審査会の判断       |
|-----|--------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------|--------------|
| 1   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 責任者名</li> <li>・ 作成者名</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 7条2号（個人情報）</li> </ul>  | —<br>(請求対象外) |
| 2   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 従事場所ごとの事業費</li> </ul>           | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 7条4号（犯罪の予防）</li> </ul> | 非開示          |
| 4   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 配置図</li> </ul>                  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 7条4号（犯罪の予防）</li> </ul> | 非開示          |
| 5   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 航空事業者名</li> </ul>               | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 7条4号（犯罪の予防）</li> </ul> | 開示           |
|     | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 航空事業者ごとの金額</li> </ul>           | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 7条4号（犯罪の予防）</li> </ul> | 非開示          |
| 6   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 航空事業者名</li> </ul>               | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 7条4号（犯罪の予防）</li> </ul> | 開示           |
|     | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 日別勤務表</li> </ul>                | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 7条4号（犯罪の予防）</li> </ul> | 部分開示         |

|  |                                                                                                                                      |                                                                                                 |     |
|--|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------|-----|
|  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 業務内容</li> <li>・ 時間</li> <li>・ 時間数</li> <li>・ 残業</li> <li>・ ポスト数</li> <li>・ 月間事業費</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 7 条 4 号 (犯罪の予防)</li> </ul>                             | 非開示 |
|  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 単価</li> </ul>                                                                               | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 7 条 3 号 (事業活動情報)</li> <li>・ 7 条 4 号 (犯罪の予防)</li> </ul> | 非開示 |